



**安心した出産に向けて**

**一般コース**  
**日時・内容** 9月10日(日)  
 午前9時～正午  
 ・赤ちゃんのお風呂の入れ方  
 ・赤ちゃんと助産師交流  
 ・早産予防のためのお口の手入れ

**対象者**  
 市内在住の妊婦さんとそのパートナー、育児中の方、祖父母

**講師** 助産師・歯科衛生士

**申込期限** 9月7日(木)

**ようこそ赤ちゃんコース**  
**日時・内容** 9月14日(木)  
 午前9時～正午  
 ・お産の進み方と退院後に役立つ情報  
 ・知っておくと安心!  
 ・「母乳の出方と飲ませ方」

**対象者**  
 市内在住で妊娠後期(おむね妊娠28週(8カ月)～)の妊婦とそのパートナー

**講師** 助産師

**申込期限** 9月11日(月)

**ふたごの交流会**  
**日時・内容** 9月7日(木)  
 午前9時～11時  
 ・身体計測、育児相談、交流会

**対象者**  
 ・ふたご・みつごを妊娠中の方・パートナー  
 ・ふたご・みつごのお子さん(未就学児)と保護者  
 ※就学後でも参加可能です。

**申込期限** 9月4日(月)

**共通**

**場所** 安達保健福祉センター

**持ち物** 母子健康手帳、筆記用具

**託児** 無料  
 ※事前に申し込みが必要。  
 ※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなどをお持ちください。

**◎問い合わせ・申し込み:**  
 子育て世代包括支援センター(安達保健福祉センター内)  
 ☎(24)8660  
 ☎(23)1714


**集団健(検)診のお知らせ**

**日時・場所** 左表のとおり

※完全予約制で行います。対象地区の指定はありません。※各保健センターでの代理予約も可能です。

**予約方法**  
 【ウェブ予約】  
 24時間受付中  
 【電話予約】平日のみ  
 午前9時～午後5時  
**050(3605)4508**  
 受付開始直後などは、電話が繋がりにくくなること

予約はこちら



	月日	時間	会場
総合健(検)診	9/5(火)～15(金)	① 8:00～8:30	二本松福祉センター
		② 8:30～9:00	
		③ 9:00～9:30	
	9/20(水)～23(土)	④ 9:30～10:00	東和保健センター
		⑤ 10:00～10:30	
		⑥ 10:30～11:00	
子宮頸がん・骨粗しょう症	9/26(火)	① 8:30～9:00	東和保健センター
		② 9:00～9:30	
乳がん	9/28(木) 【対象】 岩代・東和地域在住の40歳以上の方	① 8:30～9:00	岩代保健センター
		② 9:30～10:00	
		① 13:00～13:30	東和保健センター
子宮頸がん・骨粗しょう症	10/6(金) ※午後は骨粗しょう症検診のみ	① 8:30～9:00	二本松保健センター
		② 9:00～9:30	
		③ 9:30～10:00	
		④ 10:00～10:30	
		① 13:00～13:30	
		② 13:30～14:00	
		③ 14:00～14:30	
		④ 14:30～15:00	
総合健(検)診	10/11(水)～14(土)	① 8:00～8:30	岩代保健センター
		② 8:30～9:00	
	10/20(金)、21(土)、23(月)～27(金)、29(日)～31(火) 11/1(水)、2(木)	③ 9:00～9:30	安達保健福祉センター
		④ 9:30～10:00	
		⑤ 10:00～10:30	
		⑥ 10:30～11:00	

が想定されます。つながらない場合は、時間を空けてお掛け直してください。

**◎問い合わせ:**  
 健康増進課予防係  
 ☎(55)5109  
 ☎(23)1714



**相続遺言の無料相談会**

4日間開催 事前予約制 10:00～15:00

9/6[水] 13[水] 20[水] 27[水]

相談会場 おおたま法務事務所  
 福島県安達郡大玉村 玉井字の場86番地1 メーブルハイムの場0号室

専門家 司法書士 丹治 泰弘  
 行政書士 (福島県司法書士会 福島支部 支部長)

ご予約ダイヤル | 事前予約制(お電話でお申込下さい)  
**0243-24-6585**

※子宮頸がん検診を受ける方は、ロングのフレアスカートをご用意ください。  
 ※9/15は駐車場が混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

健康寿命の延伸  
**1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ**



厚生労働省の統一標語です。

**9月は「健康増進普及月間」**

高齢化や社会生活環境の変化などで、生活習慣病の増加が大きな問題になっています。市では、健康づくりをもっと身近で取り組みやすいものにするため、「ご自宅での健康づくりをサポートします。」気軽に、楽しく、健康的な毎日を目指してみませんか。

- ・1日+10分の身体活動
- ・「ほんとの空体操」
- ・野菜から食べ始める
- ・「ベジファースト」
- ・だしやスパイスを上手に使った「適塩」
- ・ふくしま健民アプリ(カード)でお得に運動(協力店の特典あり)



◎「体操」や「食事」等の役立つ情報を動画で紹介しています。市ウェブサイト「筋力

アップ・免疫力アップ・活力アップ【みんなで健康づくり】をご覧ください。



市ウェブサイト

◎問い合わせ：

健康増進課予防係

☎(55)5109

Fax(23)1714

**食中毒予防の3原則**

家庭での食事作りの食中毒予防のポイントをチェックしてみてください。

**食中毒予防の3原則**

- 1. 食中毒菌をつけない
- 2. 食中毒菌をふやさない
- 3. 食中毒菌をやっつける

十分な加熱(中心部まで火を通す)。ノロウイルスは85℃90秒以上。  
 ◎問い合わせ：  
 福島県東北保健所  
 食品衛生チーム  
 ☎024(534)4305

新事業  
**子育てヘルプ応援事業**

核家族等で家事支援を受けにくい妊産婦のご家庭に、家事ヘルパーが訪問し、支援を行う事業を9月から開始します。

利用できる方

- ・市内に住所がある次の方で、家事支援を受けることができず、日常生活に支障が生じる可能性のある方
- ・妊婦
- ・お子さんが6カ月未満の父母または養育している方

支援内容

- ・家事支援
- ・調理、衣類の洗濯、居室等の掃除、生活必需品の買い物等日常生活に必要な家事

利用日時

利用時間、曜日に関しては、対応する事業所により異なります。

利用回数・回数

- ・1回のサービス時間は2時間以内
- ・1日2回まで(連続した時間での利用は不可)

対象期間内10回まで

利用料金 無料

※ただし、料理食材費などの実費は利用者負担

利用方法

「利用登録申請書」を市に提出し利用者登録をしてください。

※詳細については、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ・申し込み：

子育て世代包括支援センター(安達保健福祉センター内)  
 ☎(24)8660  
 Fax(23)1714



**安心な塗装工事をするために**  
**屋根・外壁 無料・要予約**  
**塗り替え勉強会**

専門家の解説によるセミナー内容  
 ▲施工トラブル防止のための正しい塗装知識  
 ▲住まいの劣化状況にあわせた塗料選びのポイント  
 ▲優良業者の見分け方

日時 9/8(金)・9(土)・15(金)・16(土)・22(金)・23(土)・29(金)・30(土)  
 2023年 各部 5組まで  
 午前部 10:00~11:30(受付 9:45~) 会場 プロタイムズ福島店  
 午後部 14:00~15:30(受付 13:45~) プロタイムズジョーラム

プロタイムズ 外壁さん  
 Produced by プロタイムズ

**福島市 顧客満足度No.1**  
 実施委託先: 一般社団法人 全国外壁屋根協議会  
 2020年10月実施: サイトのイメージ調査

塗装で失敗したくない方ぜひご参加ください!  
**業者に見積を取る前の「外壁塗装の教科書」**  
 一般社団法人 市民講座運営委員会発行・非売品

**プレゼント!!**  
 じっくり営業など一切ありませんので安心を。

**屋根・外壁塗装専門店**  
**プロタイムズ 福島店** 会場

〒960-0231 福島県福島市飯坂町 平野字東石堂12-1  
 駐車場 15台  
 営業時間 9:00~18:00

申込フォーム お申込みは ☎0120-001-282  
 プロタイムズ福島店 検索  
 福島県知事許可(般-2)第3429号  
 株式会社 郡山塗装 福島支店



## こころの健康について考えてみませんか？

### うつ病について

人は誰でも悲しいことや失敗を体験すると、落ち込んだり憂鬱な気持ちになります。多くの場合、時間が経てば元に戻りますが、このような状態が続き、日常生活に支障をきたしてくる場合は「うつ病」が考えられます。

うつ病は、誰もがかかる可能性のある病気です。心配や過労・ストレスが続くとかかりやすくなります。早期発見・早期治療が大事です。

### いのちを支える「自殺予防週間」

9月10日の世界自殺予防デーにちなみ、毎年9月10日から16日までの1週間を「自殺予防週間」としています。

自殺についての誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及させるため、ポスターなどの設置や自殺予防の普及啓発、相談窓口の紹介をしています。

もし、あなたが悩みを抱えていたら…

もし、あなたの周りに悩みのある人がいたら、ぜひ相談してください。

市では、悩みや不安などを聴きながら、ご本人やご家族の相談に応じています。また、必要に応じて、医療機関やさまざまな分野の支援者と一緒に支援していきます。



こころの健康ウェブサイト

◎問い合わせ…

健康増進課予防係

☎(55)5109

Fax(23)1714

### 弁護士によるB型肝炎特別措置法無料相談会

幼少時の集団予防接種等を

原因とするB型肝炎ウイルス感染者に対する国の損害賠償責任を前提とし、感染者への給付金等の支給を定めた「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」による救済手続きでは、裁判所に訴訟を起こし、救済対象に該当することを「訴訟

の和解」により確認する必要があります。

※予約優先ですが、当日会場での申し込みも可。個人情報報は厳守します。

### 【相談会】

日時 9月9日(土)

午後1時30分～3時

場所 コラッセふくしま

和室1・2

### 内容

集団予防接種でB型肝炎になった人とその家族を対象とした弁護士による相談会

相談料 無料

### 【電話相談】

日時 9月16日(土)

午前10時～正午

### 内容

B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続きに関する相談

相談料 無料

※通信料は掛かります。

### ◎問い合わせ・予約相談…

全国B型肝炎訴訟新潟・福島・山形事務所

月曜～金曜(祝祭日は除く)

午前9時～午後5時

☎025(223)1130



### 不法投棄は「犯罪」です！

9月は「不法投棄防止強調月間」です！

きれいな住みよい地域づくりのため、市では、不法投棄の禁止を呼び掛けています。

しかし、道路脇や待避所などに、空き缶やビニール袋に入ったごみなどのポイ捨てが多く見られます。また、林道の法面などには、家電製品、タイヤ、車両部品など大量のごみが捨てられています。

これらは全て不法投棄です。一人一人が「不法投棄をしない、させない」という意識を持ちましょう。

### 不法投棄は「犯罪」です！

通報があった不法投棄ごみの調査をし、状況に応じて警察と連携しながら、投棄者を捜索しています。

### 不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人等にあっては、3億円以下の罰金)となります。

### 「ごみ出し」を適切に

ごみ出しを適切に行いましょう！

段ボールや雑誌類などをごみステーションに出す際には、外れないようにひもで十字に束ねて出してください。

ひもで縛っていないものは収集できません。

空き缶のコンテナに金属ごみなどの異物が混入している場合について、空き缶以外のごみは収集できません。空き缶のコンテナに捨てることできるものは、アルミ・スチールマークのある飲料用の缶などです。

適切な分別についてご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ…

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

Fax(22)4479

または各支所地域振興課







### 手話言語の国際デー

#### 手話は言語

手話は、独自の体系を持った言語であり、手話を用いるるう者の方にとって、手話はコミュニケーションの大切な手段です。

市では、令和2年に「二本松市手話言語条例」を施行し、手話の啓発や手話を使用しやすい環境の整備を進めています。

#### 手話言語の国際デー

毎年9月23日は国連が定めた「手話言語の国際デー」です。また、この日に続く9月最後の1週間は「国際ろう者週間」と定められています。

期間中、市役所1階市民ホールで展示が行われるほか、二本松市市民交流センターでは、国際デーのイメージカラーであるブルーライトアップが行われます。近くにお越しの際は、建物を照らす青い光をぜひご覧ください。

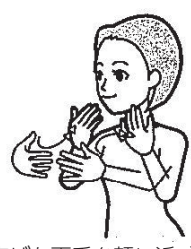
ライトアップ実施期間  
9月23日(土)～30日(土)  
ライトアップ実施時間  
夕方～午後9時頃

#### ◎問い合わせ:

福祉課障がい福祉係  
☎(55)5113  
Fax(22)1547

### ワンポイント手話

「秋・涼しい・オータム」



指を広げた両手を顔に近づけ、掌でおおぐ動作を繰り返す。  
(出典：一般財団法人全日本ろうあ連盟「わたしたちの手話 学習辞典1」)

### 9月は「障害者雇用支援月間」

障がいのあるなしに関わらず、能力に合った職業に就きたいという思いは、仕事をし、自立を考える方誰もが持っているのではないのでしょうか。そつした思いをお持ちの障がい者の方やご家族、これが

ら障がい者雇用をお考えの事業主の方を支援する制度や相談できる窓口があります。

#### ◎問い合わせ:

ハローワーク二本松  
☎(23)0343

### 肢体不自由者来所相談会

日時 9月15日(金)  
午後1時～2時

場所 県庁北庁舎1階  
福島県障がい者総合福祉センター

(福島市杉妻町2-16)

#### 相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談  
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。  
相談料 無料

#### 申込方法

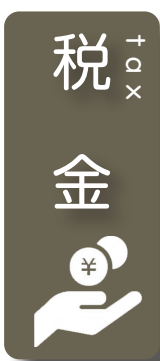
事前に左記まで電話等でお申し込みください。

申込期限 9月4日(月)

#### ◎問い合わせ・申し込み:

福祉課障がい福祉係  
☎(55)5113  
Fax(22)1547

または各支所地域振興課市  
民福祉係



### 消費税のインボイス制度に関する説明会

#### 日時等

9月26日(火)

①消費税の課税事業者向け  
午前10時～正午

②消費税の仕組みから知りたい方向け  
午後2時～4時

#### 会場

二本松税務署1階会議室  
(二本松市亀谷1-29)

#### 定員

各回10人(先着順)

#### 申込方法

左記まで電話でお申し込みください。

#### 申込期限

9月21日(木)午後5時

#### その他

説明会終了後、登録要否を検討している事業者の方を対象に「登録要否相談会」を同時開催します。

#### ◎問い合わせ・申し込み:

二本松税務署  
☎(22)1192

## あなたのお葬式は どんなお葬式にしたいですか?

創業明治 二本松の老舗 個性豊かな従業員 有限会社 丸又葬儀社  
やすらぎの丘 二本松斎場



## 高校生の通学費を助成

### 対象

次の受給要件を満たす生徒の保護者  
**受給要件**  
 基準日(令和5年9月1日)現在において市内に住所を有し、高等学校等(高等学校、高等専門学校(3年生までの期間)、専修学校高等課程)に通学している生徒が、次のいずれかに該当する場合

- ・市内の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のりが10km以上あること。
- ・市外の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のり(電車を利用して通学すべきことが妥当と判断される場合は、自宅から自宅の最寄駅までの道のり)が10km以上あること。

### 助成金額

年額2万5000円

### 申請書交付・提出先

教育総務課(市役所3階)、

または各支所地域振興課  
 ※申請の際には学校長の証明が必要となります。  
 ※申請書様式は二本松市ウェブサイトでダウンロードできます。

**申請期間** 9月4日(月)～令和6年2月28日(水)

### ◎問い合わせ先

教育総務課総務係

☎(55)5149

Fax(22)3147



## 幼児教育・保育の無償化

### 無償化の期間

満3歳になった後の4月1日～小学校入学(3年間)

※幼稚園の場合は、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。  
 ※住民税非課税世帯については、0～2歳までの子ども

も対象となります。  
**対象となる施設・事業等**  
 ①幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育

- ②認可外保育施設等での保育
  - ③幼稚園の預かり保育
  - ④一時預かり事業
  - ⑤病児保育事業
  - ⑥ファミリーサポートセンター事業
  - ⑦就学前の障がい児の発達支援の利用(3～5歳)
- ※②～⑥は、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

対象事業	月額上限額
幼稚園の保育料 (子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園)	25,700円
認可外保育施設等の保育料	3～5歳 37,000円
	0～2歳 42,000円
幼稚園の預かり保育料	11,300円 (利用日数×450円) ※いずれか低い方

### 保護者の負担となる経費

- ・通園送迎費
- ・食材料費(給食費)
- ・行事費 など

### 手続き

対象となる施設に入園・入所中の方については、施設を

通して手続きの方法等をお知らせしていますが、市外の施設を利用されているなどで、案内を受け取っていない場合は、下記までお問い合わせください。

## 市外の保育所等を利用されている保護者の方へ、保育料を助成します

次の施設を利用しているお子さんの保育料も対象となります。施設から案内を受け取られていない方は下記までご連絡ください。

### 対象施設

市外の認可外保育所

### 対象児童

市内に住所のある児童

### 助成内容

下表のとおり

### 助成方法

利用している施設を通して助成します。

### 助成しやすさ

※市内の認可外保育所を利用されている方には、順次案内を送付していますが、不明な点については下記までお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化の対象となる方は、無償化での助成が優先となります。

施設	対象者	助成内容(助成上限額)
認可外保育所	市民税所得割額48,600円未満の世帯の児童	保育料全額助成
	市民税所得割額57,700円未満の世帯の児童で、第2子以降に当たる児童	※ただし事業所内保育所は、次の金額を上限に助成します。
	市民税所得割額57,700円以上の世帯の児童で、 <u>[未就学児のみ]</u> を数えて第2子以降に当たる児童	3歳以上児…月額13,200円 3歳未満児…月額15,600円
	上記以外の児童	月額5,000円

### ◎問い合わせ先

子育て支援課幼保管理係

☎(55)5112

Fax(22)1547